

発信日：平成29年10月5日

船舶の航行制限に関する連絡票

宛先（Eメール送信先）		発信元	
農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課 企画班 計画官 富樫 殿 TEL：03-3501-3082（直通） FAX：03-3581-0326		海上保安庁交通部航行安全課航行指導室 海務第二係 榎本 悠介 TEL：03-3591-2776（直通） FAX：03-3591-2776	
この連絡の送信先省庁		水産庁	
航行制限期間	平成29年10月27日0720～1020《予備日：同月28日0810～1110（第一予備日）、同月29日0930～1230（第二予備日）、同年11月12日0940～1240（第三予備日）、同月13日1100～1400（第四予備日）、同月14日1220～1520（第五予備日）》		
航行制限場所	別図のとおり		
航行制限場所を管轄する管区海上保安本部		第六管区海上保安本部 TEL：082-251-5111 H P：http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/	
航行制限の発生原因または理由	来島海峡航路では、優速規定航法（逆潮の場合は潮流の速度に4ノットを加えた速力以上の速力で航行する航法）の義務を設けており、正確な潮流の情報の把握及び提供が必要であることから、西水道における最強潮流域地点付近の海底に流速計を取り付けた錘を沈めて設置し、32昼夜以上連続した潮流データの観測を実施することとする。		
その他特記事項	航行制限が行われる間は、設置工事期間のみであり、観測中は航行制限は行われない。		

